

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンのお取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のお取引先を通じてその先のお取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（企業間の連携）

これまで培ってきたお取引先との盤石なリレーションに基づき、当行グループ内ののみならず、外部の専門機関等が持つ知見・ノウハウを活用することで、お取引先の様々な経営課題の解決支援に取り組んでまいります。

（IT実装支援）

フィンテック企業等の外部企業との連携を通じて、デジタルを活用したお取引先の業務プロセス改善や生産性向上に取り組んでまいります。

（専門人材マッチング）

対話を通じてお取引先への理解を深め、持続的な成長・発展に貢献し得る中核人材の紹介に取り組んでまいります。

（グリーン化の取組）

お取引先のカーボンニュートラル実現に向け、CO₂排出量診断、排出量削減策の提案をはじめ、金融・非金融の両面からの支援に取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、お取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行は、経営理念に掲げる「お客様・地域社会との共存共栄」のもと、お取引先の成長及び地域の活性化支援に取り組み、それを自らの成長と企業価値向上につなげてまいります。

2022年8月12日

（2024年4月1日 代表者変更による更新）

株式会社百十四銀行

取締役頭取 森 匡史